

武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p><u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u></p> <p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び<u>期末手当</u>について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(21)まで （略）</p> <p><u>(21)の2 健康福祉施策推進審議会の委員</u></p>	<p><u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u></p> <p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当</u>について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(21)まで （略）</p> <p><u>(22) 健康福祉施策推進審議会の委員</u></p>	<p>題名の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>号の削除</p> <p>号の追加</p>

<p>号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p> <p>第4条 第1条第63号から第65号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(第1項後段の規定により退職し、若しくは失職し、又は死亡した会計年度任用職員に支給する場合は、当該会計年度任用職員が退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額とする。</p> <p>4 期末手当の不支給及び一時差止めは、武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年2月武蔵野市条例第7号)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>5 (略)</p>	<p>号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p> <p>第4条 第1条第65号から第67号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(第1項後段の規定により退職し、若しくは失職し、又は死亡した会計年度任用職員に支給する場合は、当該会計年度任用職員が退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を基礎として規則で定める額とする。</p> <p>4 期末手当の不支給及び一時差止めは、武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年2月武蔵野市条例第7号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める者を除</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>条の追加</p>
--	--	--

く。以下この条において同じ。) に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ規則で定める日に支給する。この場合において、これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員で任命権者の定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の2.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（第1項後段の規定により退職し、若しくは失職し、又は死亡した会計年度任用職員に支給する場合は、当該会計年度任用職員が退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を基礎として規則で定める額とする。

4 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

<p>(委任) 第9条 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係) 日額で定める報酬額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から いじめ問題調査委員会の委員 まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別職報酬等審議会の委員 から男女平等に関する苦情 処理委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武蔵野公会 堂改修等工 事設計事業 者選定委員 会の委員</td> <td>// 12,000円</td> </tr> <tr> <td>歴史公文書等管理委員会の 委員から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から いじめ問題調査委員会の委員 まで (略)		特別職報酬等審議会の委員 から男女平等に関する苦情 処理委員会の委員まで (略)		武蔵野公会 堂改修等工 事設計事業 者選定委員 会の委員	// 12,000円	歴史公文書等管理委員会の 委員から選挙立会人まで (略)		<p>(委任) 第10条 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係) 日額で定める報酬額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から いじめ問題調査委員会の委員 まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子どもの権 利擁護委員</td> <td>// 28,000円</td> </tr> <tr> <td>特別職報酬等審議会の委員 から男女平等に関する苦情 処理委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史公文書等管理委員会の 委員から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から いじめ問題調査委員会の委員 まで (略)		子どもの権 利擁護委員	// 28,000円	特別職報酬等審議会の委員 から男女平等に関する苦情 処理委員会の委員まで (略)		歴史公文書等管理委員会の 委員から選挙立会人まで (略)		<p>条の繰下げ</p> <p>項の追加</p> <p>項の削除</p>
職名	報酬額																					
財産価格審議会の委員から いじめ問題調査委員会の委員 まで (略)																						
特別職報酬等審議会の委員 から男女平等に関する苦情 処理委員会の委員まで (略)																						
武蔵野公会 堂改修等工 事設計事業 者選定委員 会の委員	// 12,000円																					
歴史公文書等管理委員会の 委員から選挙立会人まで (略)																						
職名	報酬額																					
財産価格審議会の委員から いじめ問題調査委員会の委員 まで (略)																						
子どもの権 利擁護委員	// 28,000円																					
特別職報酬等審議会の委員 から男女平等に関する苦情 処理委員会の委員まで (略)																						
歴史公文書等管理委員会の 委員から選挙立会人まで (略)																						

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)
- 武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年8月武蔵野市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(介護休暇) 第11条 (略)	(介護休暇) 第11条 (略)	

2及び3 (略)	2及び3 (略)	字句の改正
4 会計年度任用職員にあっては、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7条）</u> 第5条に規定する報酬の額から規則で定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。	4 会計年度任用職員にあっては、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）</u> 第5条に規定する報酬の額から規則で定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。	

(武蔵野市社会教育委員に関する条例の一部改正)

- 3 武蔵野市社会教育委員に関する条例（昭和30年3月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(報酬及び費用弁償) 第5条 委員の報酬及び費用弁償については、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）</u> の定めるところによる。	(報酬及び費用弁償) 第5条 委員の報酬及び費用弁償については、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）</u> の定めるところによる。	字句の改正

(武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 武蔵野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月武蔵野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(期末手当等の支給) 第5条の2 武蔵野市一般職の職員との給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第7	(期末手当等の支給) 第5条の2 武蔵野市一般職の職員との給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第7	

<p>号。以下「給与条例」という。)第23条第1項及び<u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第23条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(職務復帰後における昇給の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合における昇給の取扱いについては、当該育児休業をした期間に応じ、規則で定める基準に従い、調整するもの</p>	<p>号。以下「給与条例」という。)第23条第1項及び<u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u>(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第23条の2第1項及び<u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例第9条第1項</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(職務復帰後における昇給の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員(地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合における昇給の取扱いについては、当該育児休業をした期間に応じ、規則で定める</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加 字句の削除</p> <p>字句の追加</p>
---	---	--

とする。	基準に従い、調整するものとする。	
------	------------------	--

(武蔵野市立図書館条例の一部改正)

- 5 武蔵野市立図書館条例（平成6年12月武蔵野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(協議会の組織) 第9条 (略) 2及び3 (略) 4 協議会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> （昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。 5 (略)	(協議会の組織) 第9条 (略) 2及び3 (略) 4 協議会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> （昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。 5 (略)	字句の改正

(武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

- 6 武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(指定管理者候補審査委員会) 第5条の2 (略) 2から6まで (略) 7 審査委員会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> （昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。	(指定管理者候補審査委員会) 第5条の2 (略) 2から6まで (略) 7 審査委員会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> （昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。	字句の改正

(武蔵野市行政不服審査に関する条例の一部改正)

- 7 武蔵野市行政不服審査に関する条例（平成27年12月武蔵野市条例第59

号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(委員) 第5条 (略) 2から9まで (略) 10 委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	(委員) 第5条 (略) 2から9まで (略) 10 委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	字句の改正

(武蔵野市産業振興条例の一部改正)

8 武蔵野市産業振興条例(平成28年6月武蔵野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(武蔵野市産業振興審議会) 第10条 (略) 2から8まで (略) 9 委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。 10 (略)	(武蔵野市産業振興審議会) 第10条 (略) 2から8まで (略) 9 委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。 10 (略)	字句の改正

(武蔵野市障害者福祉センター条例の一部改正)

9 武蔵野市障害者福祉センター条例(平成28年12月武蔵野市条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(報酬)	(報酬)	

第23条 運営協議会の委員の報酬については、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> （昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。	第23条 運営協議会の委員の報酬については、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> （昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。	字句の改正
---	---	-------

（武蔵野市男女平等の推進に関する条例の一部改正）

10 武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
第23条 （略） 2 から 6 まで （略） 7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> （昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。 8 （略） （苦情処理委員会）	第23条 （略） 2 から 6 まで （略） 7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> （昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。 8 （略） （苦情処理委員会）	字句の改正
第25条 （略） 2 から 5 まで （略） 6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> に定めるところによる。 7 （略）	第25条 （略） 2 から 5 まで （略） 6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> に定めるところによる。 7 （略）	字句の改正

（武蔵野市空家等の適正管理に関する条例の一部改正）

11 武蔵野市空家等の適正管理に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明

の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(武蔵野市特定空家等適正管理審議会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 委員の報酬及び費用弁償は、<u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号) に定めるところによる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(武蔵野市特定空家等適正管理審議会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 委員の報酬及び費用弁償は、<u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号) に定めるところによる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>字句の改正</p>

(武蔵野市市有地活用事業者審査委員会設置条例の一部改正)

12 武蔵野市市有地活用事業者審査委員会設置条例 (令和4年6月武蔵野市条例第14号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(報酬)</p> <p>第9条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、<u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号) に定めるところによる。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第9条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、<u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号) に定めるところによる。</p>	<p>字句の改正</p>

(武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例の一部改正)

13 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例 (令和4年12月武蔵野市条例第36号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(報酬)</p> <p>第6条 委員の報酬は、<u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u></p>	<p>(報酬)</p> <p>第6条 委員の報酬は、<u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野</p>	<p>字句の改正</p>

(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	市条例第7号)に定めるところによる。	
-------------------------------	--------------------	--

(武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 14 武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年12月武蔵野市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(委員) 第6条 (略) 2から7まで (略) 8 委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	(委員) 第6条 (略) 2から7まで (略) 8 委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	字句の改正

(武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

- 15 武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例(令和4年12月武蔵野市条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(委員) 第5条 (略) 2から5まで (略) 6 委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	(委員) 第5条 (略) 2から5まで (略) 6 委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	字句の改正

(武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例の一部改正)

- 16 武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例(令

和5年3月武蔵野市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(報酬) 第6条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	(報酬) 第6条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	字句の改正

(武蔵野市下水道施設長期包括業務委託事業者選定委員会設置条例の一部改正)

17 武蔵野市下水道施設長期包括業務委託事業者選定委員会設置条例(令和5年6月武蔵野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(報酬) 第9条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	(報酬) 第9条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、 <u>武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例</u> (昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。	字句の改正

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行による地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。